

福島市議会規則第 号

福島市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成二十六年三月 日

福島市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

福島市議会議長 佐藤 一 好

福島市議会委員会傍聴規則（平成十七年議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「委員会傍聴申請書により委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない」を「市議会委員会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、次条の定員を超える傍聴人があるときは、委員長はその手続を中止することができる。

3 傍聴人は、第一項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならぬ。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

第三条の見出し中「数」を「定員」に改め、同条中「数は、委員長が定める」を「定員は、五人とする。」に改め、「定める」の下に「ただし、委員長は必要があると認めるときは、これを変更することができる」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。